

# 後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人へ

☎ 国保年金課 (☎62-1207)

## 10月1日から被保険者証が新しくなります

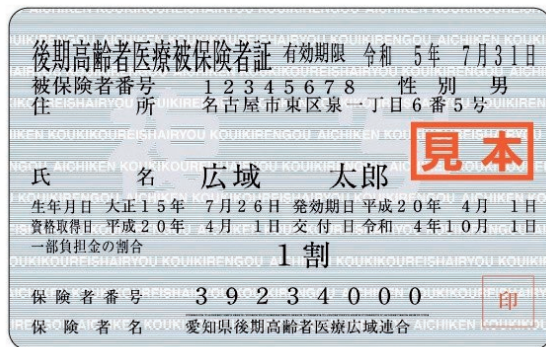
現在の被保険者証の有効期限は**9月30日**です。**9月中旬**に新しい被保険者証を簡易書留(転送不要)で発送しますので、**10月1日以降**は新しい被保険者証を使用してください。

古い被保険者証は、市役所または支所、各市民センターへ返却するか、自身で裁断し破棄してください。

今までの被保険者証は**赤茶色**です。



新しい被保険者証は**青色**です。



- 簡易書留の配達時に不在の場合は、不在連絡票が投函されますので連絡票に記載の手続きを行い、被保険者証を受け取ってください。
  - 手続を行わないまま郵便局での保管期間を過ぎると、被保険者証は市役所に返還されますので、国保年金課にお越しください。受け取りの際は、運転免許証などの本人確認書類を持参してください。
- ※本人または世帯主以外が受け取りに来る場合は、委任状が必要です。

## 2割負担の人のうち、口座が未登録の人に申請書が届きます

今まで被保険者証に記載されていた一部負担金の割合は1割または3割でしたが、**10月1日**より**2割**が創設されます。今まで1割だった人のうち、一定以上の所得のある人(年金収入+その他の所得の合計金額で判定を行い、世帯に被保険者が1人であれば200万円以上、世帯に被保険者が2人以上であれば合計320万円以上の人)が対象です。また、2割の人に対し、医療費の負担増を抑えるため3年間はひと月あたりの負担増加額が**3,000円**を超えた場合、差額を後日払い戻す配慮措置が実施されます。払戻口座には高額療養費の登録口座を使用します。

2割の人のうち、**高額療養費の口座が登録されていない人**には、**9月中**に愛知県後期高齢者広域連合より申請書が郵送されます。上記の配慮措置の適用で払い戻しを受ける際に必要となりますので、申請書に記載の内容に沿って**口座の登録**をしてください。

後期高齢者医療制度に関する問合せは  
コールセンター(☎0570-011-558)へ

開設期間 7月11日(月)~12月28日(水) 8時45分~17時15分

※利用には通話料がかかります。 ※土日祝も開設します。

注意



コールセンターは受信専用です。還付金の案内や口座を指定して振込みをさせたり、金融機関のATMの操作を指示したりすることは一切ありません。電話や訪問で口座の登録をお願いすることはありませんので注意してください。不審な電話がありましたら、国保年金課まで問い合わせてください。